慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 家族計画とその人口政策的意義 |
| Sub Title | The family planning and its bearing on the population policy |
| Author | 寺尾, 琢磨 |
| Publisher | 慶應義塾経済学会 |
| Publication year | 1954 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.8 (1954. 8) ,p.789(1)- 805(17) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19540801-0001 |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540801-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 書評及び紹介


山田雄三著「日本經濟の計畫論的考察」……氣賀健三（六三）
醍醐作三著「勞務管理論序說」—勞務管理の本質—……森五郎（六四）
ロイ・ハロッド 東銀調査部譯『ポーンド・スターリング』……白石孝（六六）
和田木松太郎著「豫算統制制度」……高橋吉之助（六七）
石渡貞雄著「農地改革の基本構造」……平野絢子（七〇）
ハーバート・フランケル『未開發社會への經濟的接衝—國際投資と社會變化に關する論文』……矢内原勝（七一）
リチャードR・ステイル『シイアトル市食料雜貨卸商業の死亡率に關する研究』……片岡一郎（七三）
A・シャトラン『勞働力と第十九世紀における鐵道敷設』……渡邊國廣（七八）


# 家族計畫とその人口政策的意義

寺尾琢磨

## 一

この數年來、家族計畫という言葉が流行している。しかしそれが何を意味するかは豫想外に知られておらず、專門家の間でさへいろいろの解釋が行われているほどである。それは元來英語の Family Planning の譯語であるが、正直に言つて適當な表現とは思われない。いわゆる生活設計とか家庭合理化とかいつた言葉と紛らわしいからで、むしろ別の用語たる Planned Parenthood すなわち計畫出產の方がより適切と思われる。それはとにかくとして昨年九月「日本家族計畫連盟」が結成され、最近「國際家族計畫連盟」への加入も認められたので、來年秋にはわが國で國際大會を開催することになり、關係者はその準備にのり出した。しかし家族計畫の何たるかが一般に了解されないでは、今後の活動も順調にはゆくまい。ことにわが國は異常な過剩人口をかかえ、その對策は焦眉の急である。終戰以來このため數多くの審議會や委員會が設けられたが、現在は人口問題研究會對策委員會と厚生省人口問題審議會の二つが、相互に連絡を保ちつつ各々研究を續けている。ところが家族計畫はこれから述べるように著しく人口制限的作

用をもつている。人口政策はこの點で家族計畫と密接な連りがあるわけだが、しかし前者は純然たる家族内の問題で、人口政策という國家的綜合的ないわゆる巨視的問題とは本質上大きな相違がある。家族計畫はそれ自體としての存在意義があるが、それが適當に總合されて同時に人口政策的意義を帶びなければならぬ事情に在るのである。家族計畫とは何か、またそれはいかにして人口政策と結びつくか、これについて私見の一端を述べて見たい。

## 二

では家族計畫とは何か。私はこれを定義して次のように言いたい。「家族計畫とは夫婦が自己の家庭の幸福のために産兒數及び出産間隔を自主的に且つ合理的に決定することである」と。家族(Family)そのものが實はいくつもの定義をもち、幾分漠然とした概念だが、ここでは兩親と子供によつて構成される生活單位すなわち家庭と解されたい。さて以上の定義から判ることは、家族計畫の目的は家庭幸福の增進であること、その手段は産兒數及び出産間隔の調節であること、行う主體は夫婦であること、そして方法は合理的たるべきこと、これである。家庭生活の幸不幸を決定するものは子供の數や出産間隔とは無關係なものがいくらでもある。もちろん幸福とは著しく主觀的なもの、いはば心の狀態であるから、何がその決定要素であるかを一般的に言うことは無意味にちかい。しかし多くの人々によつて追求されるものは、これを一應その決定要素と見て大きな間違いはあるまい。健康、智能、容姿、富、社會的地位等々はこれに屬する。これらに惠まれていながら不幸な人もあるしその反對の人もいくらでもいるが、最大公約數をとれば略々右のように言えると思う。しかし同時に子供の數や出産間隔が一つの大きな作用をもつことも否定できないのである。しかもそれは右のような諸要素と必ずしも獨立したものではなく、著しい程度にそれらの決定要素となつていることに留意すべきである。これを一考しよう。

妊娠や出産はそれ自體は一つの自然な生理現象で、異常狀態ではなく、まして病理現象ではないかも知れない。しかしそれが母體に與える影響の大きいことは改めて言うまでもない。病身の婦人にとつては唯だの一回の經驗も時には健康上に由々しい結果を與えるのであつて、肺結核、心臟病または腎臟病などは妊娠によつて惡化し、産褥時には死亡の危險が少くない。病人でなくても胎兒への榮養供給によつて妊婦の榮養は阻害され、また一般に有害作用に對する抵抗力が減退する。分娩時や産褥時に細菌感染の起り易いのはこのためである。たとえ病的現象は起らずとも平常の活動は阻害され、出産後の肉體的精神的勞苦も甚だしい。子供の多い妻が早く消耗する傾きのあることは否定し難く、この理由だけで出産を嫌う婦人も少くないようである。そこで度々の妊娠や出産が母體の健康にとつて不利であることは明である。家族の健康が家庭幸福の基本要件とすれば、日常の家庭生活の中心たる主婦の健康は最大關心事の一つでなければならない。この意味で妊娠や出産の度數の頻發を防止することはもちろん、その間隔をも適當に調整することは、單に許されるばかりでなく、必要缺く可らざるものである。家族計畫の一半の目標はここに在るのである。

しかしこの意味の産兒調節なら、いかに家族計畫に反感をもつ人々の間でも異論はあるまい。産兒調節に對して禁止的態度を續けている國々でも、母體の危險の豫知される場合には墮胎をさえ認めているのである。終戰後わが國政府は從來の禁止的態度を一擲し、産兒調節に對して他國にも全く前例のない大巾の自由を認めたが、しかし少くとも法文（優生保護法）の上からは終始母體保護の一本槍である。だが産兒調節の要求されるのは母體保護のためのみではない。既に上述の定義からも明かな通り、家族計畫の目的は家族生活の幸福を增進することである。母體の健康はい

かに大事だといつても、結局は家庭幸福の一小部分の問題でしかない。第一に、他の家族員の健康はどうでもよいという理由は毛頭ない。しかもこれについては、もし産兒調節が母體の健康だけを目的としているならば、家族計畫は理念的には何の結びつきもないであろう。もちろん實際には主婦の不健康はいろいろの經路を通つて家族員、とくに子供の健康に不利な結果を與えると思う。だがそれは必然とはいい難く、從つて單に母體保護だけを標望する限り、他の家族員の健康は問題の外に置かれることになる。これを家族計畫というならば、明かに言葉の濫用であろう。更に考えて見れば主婦の健康が産兒調節だけで保證されるはづはない。結局主婦を含めての家族全員の健康は、衣食住すなわち生活樣態のいかんに最も多く依存するのであつて、たとへ家族計畫が健康の保持と增進だけを目標としたところで、單なる母體保護を越えた謂はば生活そのものの保護にまで及ぶのが當然である。

しかしこの限りでは家族計畫は、單に母體の保護という主婦だけの觀點から、家族員全體の健康という觀點に變つただけで、目的が健康のみに置かれている點では同じである。言うまでもなく家庭生活の幸福に決定的影響力をもつものは生活水準すなわち經濟的要因である。その良否が家族員の健康に關することは上述の通りだとしても、それだけに止まるものではない。家庭は單に肉體のみをつくる場ではなく、同時に人間的なるもの總べてをつくる中心である。しかし絶えず生活に迫われている家庭にこれを期待することは無理であろう。産兒の調節は家計の膨張を防止することによつて家庭生活の物的基礎を確保する有力な作用をもつのである。家計と子女數との關係は社會制度の如何によつて大きな相違があろう。子女の養育が國家の任務とされる共産主義的體制の下では、子女數によつて家計負擔が大いに異るはづはないが、個人主義的體制にあつては事情は別である。もちろん社會政策的意圖から課稅における扶養控除や給與における家族手當の如きものは何れの國にも行われており、殊に出生率激減した國ではこれを大巾に增額することによつて著しく負擔を均衡せしめ、以て出生奬勵的作用を期待しているほどである(註)。しかしわが國の現行規定は誰しも知る通り實質的には零にちかく、從つて育兒費の殆ど全部は兩親の負擔である。すなわち家計費は子供數の增加函數である。その函數の形は家庭によりまた費目によつて異なるが、家族一人當りの所得を減少せしめること、或いは家庭の生活水準を低下せしめることは確かである。故に子女に健康ばかりでなく、よき教育を與えるためにも、生活水準の低下は極力防止されなければならない。これは親として子供に對する當然の義務であり、自身の幸福でもある。すなわち夫婦は自己の健康や所得を冷靜に判斷し、自己のためまた生れる子供のために、その數や間隔を適當に調整すべきで、この家族計畫はいわゆる家庭の合理化または生活設計の中核たる性格をもつものである。

このことから曾て用いられた産兒調節という文字は家族計畫の代名詞にならぬことが判ろう。前者は單に妊娠及び出産防止を意味し、その目的のいかんを問わない。何人が行うかも問わないから、夫婦間には限定されず、したがつて性道德の觀點から濫用及び誤用の危險も指摘されよう。要するに産兒防止のいはば技術面を指しているに過ぎないのである。これに反して後者すなわち家族計畫は家庭合理化の一斷面であるから、その性格は明かに文化的建設的で、かつそれが夫婦間の問題であることから、道德的非難からも免れているのである。すなわは家族計畫は、技術面からみれば産兒調節と異らないが、本質的には全く別で、この形の産兒調節なら、これを否定すべき何の根據もないと思われる。

註　家族扶助の實際については國際連合刊行の Economic Measures in Favour of the Family, 1952 を見よ。

## 三

しかしここで問題となるのは、やはりその方法である。もともと家族計畫そのものが合理主義の產物である以上、これを實現すべき手段もまた合理的なるを要することは言うまでもない。いま諸外國について見るに、特に手段を受胎調節（狹義の避姙）に限定するのが常である。一般に產兒調節の方法としてはそのほかに斷種と墮胎とがある（結婚廻避すなわちマルサスのいわゆる道德的抑制とか、滅多に行はれない去勢などは、ここでは觸れない）。ところが一般に斷種は惡質遺傳防遏のため、また墮胎は母體を重大な危險から救うためにしか認められておらず、從つてこれを家族計畫にとり入れることは最初から違法である。これに反して避姙は、曾ては同樣に違法視され今日でもそうである國もあるが、大部分の國々では許容されている。してみれば家族計畫がこれのみを揭げるのは當然で、そうでなければ違法となろう。合理的であるためには先づ合法的であらねばならぬ。

然るにわが國では避姙はもちろん、斷種も墮胎も殆ど自由に等しい。政府は昭和一三年以後數次優生保護法を改正し、この二つに對する從來の禁止的態度を一擲してその枠を外したのである。法の主旨は少くとも文面では母體保護を一歩も出ていないが、實は解釋次第でどうともなるような規定なのである。先づ斷種については、他の規定のほかに、「現に數人の子を有し、且つ、分娩ごとに母體の健康度を著しく低下する虞れのあるもの」は醫師の認定によつて斷種手術を受けうるものとし、且つ本人だけでなくその配遇者についてもこれを認めている。この法文は甚だ奇體で、もし眞に母体保護の目的を貫くためならば「現に數人の子を有し」ていなくてもよい筈である。特にこれを條件としたところを見れば、數人の子を生んだら、あとは勝手に斷種して完全避姙を行つてよろしい、という意味にしか解されない。しかも醫師が自由に認定できる以上、申出があれば早速これに應ずるであろう。もとより斷種は永久的に生殖力を失うことだから、醫學上の害はないにしても、よほどの理由がない限りこれに飛びつくとは思われない。濫用の危險はないと思うが、年々激增の一路を辿つていることは事實で、昭和二四年の五、七五二件は昭和二七年には二二、四二四件に、昨二八年には約三二、〇〇〇件に達し、しかもその約九五％は母體保護の理由によるものである。

次に墮胎について見るに、規定は一層曖昧である。刑法の墮胎罪規定は依然嚴存し、自ら墮胎した者も、ひとを墮胎せしめた者も、ともに懲役刑をもつて所罰されることになつている（刑法第二九章參照）。ところが優生保護法は墮胎を人工姙娠中絶と稱し、遺傳性疾患、精神病、癲病の患者及び暴行による姙娠に對してこれを認めたほか、更に「姙娠の繼續又は分娩が身體的又は經濟的理由により母體の健康を著しく害するおそれのあるもの」についても、醫師の認定によつて中絶手術を施してよいと規定した（同法第一四條）。この規定の意味がもしはつきり判る人があつたら、むしろ頭がどうかしている證據であろう。身體的理由によつて母體の健康を害すというならわかる。ところが經濟的理由によつて母體の健康を害すとなると、立派な謎である。母體の健康云々とある以上、どこまでも醫學的性質のものであろうが、それと經濟的理由とはどういう因果關係があるのであろう。身體的理由は別に揭げてあるから、これは健康な姙婦のみに關する規定でなければならない。そこで考えられることは、姙娠や分娩によつて所得が減少したり家計費が膨張するため母體が榮養不良になるとか、所得の減少や家計費の膨張を補うため彼女らが過勞に陷るおそれがあるといつた場合である。誠にややこしい關係で、しかもこれを事前に判定しなければならぬとすれば、その困難さは推して知るべきであろう。かつこの判定は醫師（指定醫）が行う立前である。彼らに經濟と健康の關係というむずかしい問題をどの程度まで判定する能力があるのか、甚だ心細い次第といはねばならぬ。實のところ醫師以外の者で

も客觀的判定は不可能にちかい。その上醫師はこの手術を無料で行うのではなく、相當多額の料金を徴收できるのである。完全な營利對象に外ならないから、必ずしも良心的判定ばかりが行はれるとは期待できない。依頼さえあれば簡單に應諾したとて驚く必要はなかろう。こう考えれば、結局中絶は自由だと斷定して大過はないのである。事實中絶に關する規定が實施された昭和二四年以後の激增振りは右の斷定を裏書するに充分である。すなわち同年には中絶總數二四六、一〇四、うち母體保護の理由によるもの二四一、〇四七で全體の九八%を占めたが、昨年は一月から六月までの半年間に總數五三二、九七五、うち母體保護の理由によるもの實に五二七七、三一で、全體の九九、%に達した。昨年一月から十二月までの一ヵ年の總數は百〇三萬を越えたから、母體保護の理由によるものだけで百萬にはなつたであろう。しかもこれは實際に屆出のあつた分だけだから、闇の分を加えれば百二十萬乃至百五十萬には達したと推定されるのである。終戰後は一時は年間二七〇萬もあつた出生數は昨年は一八六萬に激減した。その理由の大半は中絶によつて説明されると思う。

以上斷種と中絶について述べたが、家族計畫本來の手段たるべき避妊については、その性質上數字的にいうことはむづかしい。前二は屆出の義務があるから、たとえ闇があるとしても、概數はつかめるが、避妊は完全に陰蔽的性質のもので、僅かにアンケート式調査で賛否の意見、普及程度、手段の種類等の大様を窺いうるだけである。しかし中絶の激增に驚いた當局は極力避妊の普及に努力しており、地方によつては手段の無償配布まで行つているから、豫想外の成績を擧げているのではないかと思われる。地域別または職域別の指導結果を見れば、今後の普及は見るべきものがあろう。それらの詳細については人口問題研究所や毎日新聞人口問題調査會調査結果について知られたい。

さて私は右においてわが國の産兒調節情況を概觀したが、それが果して家族計畫的理念によつて行われているかどうかは極めて疑問である。既に述べた通り、家族計畫は高度の文化的性格をもつもので、貧困の壓力からにじみ出た慘めなレジスタンスではなく、生活の向上に對する建設的意圖の現れでなければならない。それには既に充分の文化的經濟的背景がなければならないが、わが國の現狀は遺憾ながらその階段からは著しい距離がある。國家そのものが未だ敗戰後の混亂から脱しきれず、その日暮しに右往左往している狀態であつて見れば、國民が自らの生活に長期的計畫を立てるほどの餘裕をもち得ないとしても不思議はない。現在のわが國の産兒調節は不良な環境の必然的産物で、家族計畫というには餘りにも原始的である。しかし世の中の安定と共に次第に家族計畫的性格をもちうることは確かで、既にその傾向はいろいろの形で現われ始めた。これを推進することによつて家庭生活の水準を高めてゆくことは何よりも望ましいことである。しかしわが國でこれを特に推進しなければならぬ理由はほかにもある。これを媒介として過剰人口問題の解決を圖りうるからである。節を改めて論を進めよう。

## 四

ここでわれわれは家庭という微視的な問題から人口という巨視的な問題に移ろう。人口は個人の集りであるが、個人は相互にてんでんばらばらに散在するのではなく、家庭という小さな世界をつくつている。すなわち家族は人口の現實の構成單位と言つてよい。家庭に生れ家庭に死ぬのが原則だとすれば、人口の自然增加は各々の家庭における出生と死亡の總合結果に外ならないのである。さてわが國は敗戰によつて領土、資源、生産施設、販路等々の經濟的基盤を大巾に喪失し、逆に人口は大量の歸還者と出産ブームによつて激增したため、經濟と人口との均衡は完全に破壞されて前例のない過剰人口を發生せしめた。終戰後の八年間の人口增加は實に千五百萬にちかく、明治全期の增加に

ほぼ匹敵する。人口問題とは經濟と人口との均衡喪失から起る困難に外ならないが、かくも短期間に一方の激減と他方の激增とが同時に發生した例は稀有であり、從つて終戰後のわが國人口問題は過剩人口問題の最も顯著な事例と言つてよいのである。それが然ゆる問題であり、その克服が國家にとつて最大關心事でなければならぬことは周知の事實で、改めて說くまでもなからう。ここではその對策手段を考えよう。

過剩人口とは右の通り經濟と人口との不均衡であるから、一方を他方に均衡せしめれば消滅する。すなわち人口を經濟の水準にまで減少せしめるのも一つ。或は經濟を人口の水準にまで上昇せしめるのも一つである。人口抑制論は前者を、生產力擴充論または產業振興論と稱するものは後者を主張するものである。私はここで深くこの問題に立ち入る餘裕はないが、結論的にいえば後者、すなわち過剩人口を克服するために生產力を增强するという主張は、一見尤もらしいに拘らず、實は逆だちの理論だと思う。要點だけを箇條書きすれば次の如くである。

一、生產力擴充は凡ゆる國凡ゆる時代の普遍的要請で、人口が過剩であろうと無かろうと關係はない。それが最も活潑に行われているのはアメリカ合衆國やソ聯の如き、人口過剩ならざる國々である。

二、必要という點からは生產力擴充は人口過剩國において最も强力に推進されなければならないが、實際に最も推進され難いのはこれらの國々においてである。

三、その理由は簡單で、要するに生產力擴充によつて克服しようとする過剩人口そのものが生產力擴充を阻止する作用をもつからである。過剩人口の下ではその扶養のために資本蓄積が阻害され、この面から產業の擴張は困難となる。また資本の缺乏は勞働力過剩と相俟つて企業の合理化を阻止するであろう。

四、すなわち過剩人口は生產力擴充に對するハンディキャプ以外の何物でもない。これが輕減され除去されない限り、勞多くし効果の少い歩みを續ける外はないのである。別の言葉でいえば、わが國の生產活動は過剩人口という不利條件を前提として營まれておるのであり、生產力擴充計畫も結局はその條件の下で許される最善の手段を考えうるだけである。眞の發展はハンディキャプの除去されたとき始めて可能となろう。

過剩人口對策としての生產力擴充說が理論的に逆だちしているというのは右の理由による。して見れば正しい理論はその逆でなければならぬ。すなわち過剩人口を克服するために生產力を擴充せしめるのではなく、生產力を擴充せしめるために過剩人口を克服しなければならぬということで、これが眞の人口對策なのである。ではそれはいかにして可能かといえば、人口增加の抑制であり、具體的には移民促進と出生抑制の二つである。このうち移民は現在及び近い將來においては、少くとも人口壓力を緩和するほど大規模に行われないであろう。私は移民そのものを不可能視するものでもないし、また不都合とも思わないが、しかも人口對策としては無意味と考えている。昭和二七年以降ブラジル移民だけが許されたが、例えば本年度も政府豫算（三億八千萬圓）から計算してせいぜい三千四五百人程度に止まろう。それは僅か一日の出生數（昭和二四年は七千五百人、昭和二八年でも五千人）にも遙かに及ばない微々たる數字である。文字通り燒石に水で、しかも今後も急に增加する見込みはない。結局決定的なのは出生數で、これを抑制する以外に本質的方法はない。わが國の人口政策の課題は現在及び今後相當久しきに亘つて、いかにして出生を抑制できるかといふことである。

ところがここで人口政策は一つの大きな障害にぶつかる。子を生むのは國家ではなくて家庭だということである。もし家庭が勝手に子を生めば國家は唯だ傍觀する外はない。しかし前述の通り家庭は自己の利益を考えて家族計畫を開始した。ここで人口政策は始めて足がかり得たわけで、家族計畫の側からいえば、人口政策的に結合せしめられる

ことによつて始めて社會的または國家的な性格を獲得することになるのである。しかしこの二つの結合はそれほど容易な問題ではない。

家族計畫は合理主義の産物で、必ずしも過剰人口のそれではない。合理主義は高い文化水準の所産であるから、人口壓力の少い豐かな社會ほど發達する可能性がある。故に家族計畫は人口壓力の少い國や階層に最も普及し、人口壓力の大きいところでは普及しない。すなわち家族計畫は國家の必要と一致しないのみか、むしろ背反傾向すらなしとしない。更に家族計畫は常に必ずしも出生抑制には限らない。産兒數を通じて家庭幸福を計るのが目的であるから、子なき夫婦が人爲的に子をもつことも理念的には家族計畫の一部をなすはづで、例えば人工授精による人爲的妊娠法もこれに含まれる。との解釋もあるほどである。子なき夫婦は意外に多く、第二次出産力調査によれば、妻の年齢四十五歳以上の夫婦の約一四％を占める。人工授精によつてそれほど出生が增加するとは思えないし、事實問題として家族計畫をかく解釋することはただ概念を混亂せしめるだけと思うが、とにかくかような解釋もあるということは記憶されてよい。

## 五

かような理由で家族計畫と人口政策との間には大きなギャップがある。前者はもともと家庭という小さな世界での行爲に過ぎないから、その集積的結果が直ちに國の利益と合致するという約束はないのがむしろ當然である。そこで人口政策の課題は、この個別的な家族計畫をして過剰人口對策としての役割を果さしめるよう措置することである。個別的には家族計畫であつても、綜合的には一つの國家計畫たらしめることである。では具體的には何を爲すべきか。

(一) 何より緊急なことは産兒調節の目的として固守されてきた母體保護一本槍の考え方を改め、家族計畫の主旨をとり入れなければならない。そのためには優生保護法はその名稱から變更する必要があろう。もともと惡質遺傳防遏と産兒調節とを一つの法律の中で規定しようとするのが間違ひで、むしろ惡質遺傳防止法と家族計畫法といつた二つの法律に分離すべきであろう。

ここで直ぐ問題となるのは、現に母體保護の名目で許されている産兒防止のための斷種と人工妊娠中絶の二つを家族計畫の手段として認めるかどうかである。家族計畫は合理主義の一形態であるから、手段もまた合理的でなければならぬ。して見れば最も異論の少い受胎調節（避姙）が唯一のものとして採り入れられるのは當然であろう。前述の通り他の國々では家族計畫の定義のなかにこれを明記するのが常である。しかしその理由の一つは嚴重な法的制限があるからで、受胎調節さへ自由ならざる國さえある。わが國はたとへ母體保護の名目ではあつても殆ど凡ゆる手段に道を拓いた。そして事實は右は有名にして無實なのである。すなわち母體保護の看板さえ撤回すれば、わが國の家族計畫は單に受胎調節ばかりでなく、斷種も中絶も自由かつ合法的にとり入れることができるわけで、その場合には他に例のない獨得の型が生れることになるのである。問題はそれが良いかどうかで、今日のわが國において最も議論の集中する問題の一つである。

これに答えることは極めて困難だが、私自身の考えはこうである。これらの手段については道德的及び醫學的立場から強い反對があり、できればこれらを最も無難な受胎調節に切りかえるのが望ましい。厚生省も一昨年六月各都道府縣知事宛公衆衞生局長通達をもつて、「最近人工妊娠中絶は激增の傾向にあり、その母體の生命及び健康に及ぼす影響は相當に考慮すべきものがあるので、……公衆衞生の見地から積極的に各階各層に適切な受胎調節の普及を行い

國民の福祉に及び資質の向上をはかる」云々と言つている。母體保護のために許されたはづの中絶が母體の危險を招致しているというのは聊か奇體だが、つまりはそれが母體保護以外の目的で行われている證據でもあろう。なほこの通達は醫學上の弊害のみを擧げているが、むしろより大きい反對は道德及び宗教の側から放たれるもので、中絶は胎兒の抹殺であるから、殺人にひとしいという解釋である。これに對しては反駁しようと思えば種はいくらでもあるが、しかしどんなに右の解釋を否定する人でも心中一抹の不安は免れまい。また醫學上の反對は二つある。一つは中絶は次の妊娠を早める傾きがあり、その都度中絶すれば健康な母體も害はれるということで、他の一つは死亡乃至は合併症の危險が多いということである。前者は確かにその通りと思われるが、後者については異論もあるようである。少くとも妊產婦の死亡率は戰前に較べて戰後は半減し、殊に中絶がうなぎ昇りに增大してきた昭和二四年以降も連年出產一萬につき一六に固定している。しかし合併症の頻發は疑へないようで、例えば古屋博士の調査では中絶數の四七・三％に達している。

故にこれらの點だけを見れば中絶の不利は否定できないが、これから直ちに中絶そのものを否定しようとするのは論理の飛躍である。世の中には絶對的に善なるものもなければ、絶對的に惡なるものもあるまい。問題は善惡兩面の比重である。與える損害と得られる利益の比較である。取捨選擇を決定する標準はほかにはない。中絶の頻度は、既に述べた通り、最近では一ヵ年一〇〇萬乃至一五〇萬に達している。これより大きな出生抑制効果をもつものは外にはない。これをもつてしても年間の出生は一八〇萬を越えているから、いま遽かにこれを中止すれば少くも數十萬乃至百萬の出生增加を覺悟しなければならない。受胎調節でおきかえればよいと言つても、中絶の可成りの部分は受胎調節失敗者によつて占められているのである。受胎調節と中絶とは相互に代替的というよりは、むしろ補完的というべきで、簡單におきかえられると考えるのは餘りにも甘すぎる。中絶の弊害は確かにあり、家族計畫の方法としては受胎調節を强調すべきこと勿論だが、人口壓力の緩和という人口政策的見地からは自ら結論のちがつてくるのは止むを得ない。もちろん中絶の害を減少せしめる努力は續けられなければならない。健康上の害は主として手術の拙劣さと手術後の措置の不足に基因するから、一方では指定醫の選定を愼重にし、他方では被手術者の靜養や攝生を可能ならしめる措置を講ずべきである。

以上中絶について述べたことは大體そのまま斷種にも當嵌ろう。惡質遺傳防遏のためでない謂はば純粹な產兒制限的意圖に出づる斷種すなわち永久不妊法は年間三萬を超え、人口政策的見地からは移民の十倍に近い効果を示している。かような目的のための斷種は世界のいづこにも前例がなく、議論し出せばきりがないが、この場合にも前述の功利主義的立場から判定するほかあるまい。

かような意味で、異常な人口壓下におけるわが國は、自らまた異常な家族計畫の形態も是認されて然るべきであらう。

(二) 過剩人口の危險とそれが解決に家族計畫の果しうる役割を一般に認識せしめること。――家族計畫が夫婦の自主的決定に俟つべきことは前述の通りだが、決定の背後に社會的利害に對する認識が存在しても不都合なはづはない。ないどころか、それが社會構成員としての當然の在り方である。純個人的立場からは、その夫婦が健康で裕福な限り、いかに多くの子をもつても差支えないわけだが、社會的立場からは人口壓力を加重する行爲となる。知識層や富裕層は指導されずとも家族計畫を實行すると言われるが、わが國では必ずしもそうでなく、特に農村の富裕層は多子の傾向がある。また一般に貧困層に家族計畫の浸透しにくいことは既に述べたが、これに對しては社會政策的意味をも加

えて一段の指導を必要としよう。

㈢　保健所や優生保護相談所のような指導機關を擴張し、また指導員の養成と活用に努力すること。――受胎調節指導員認定講習終了者は昭和二八年八月現在で約二萬七千名、受胎調節指定證受領者は一萬三千萬ほどだが、藥事法等の規定にしばられて活動の餘地は極めて狹い。法の改正も必要であろう。指導は地域的及職域的に行うべく、また從來の普及情況や効果の點から三十歳以下の婦人に重點をおく必要がある。家族計畫の必要さを痛感するのは概して既に多子家族の困難を體驗した中年以後の者に多い。これでは手おくれで、できれば結婚當時から知っておくことが望ましい。

以上私は簡單ながら家族計畫と人口政策との關連を述べたが、最後にこの形態の人口政策について若干の注意を與えておきたい。第一に、これによって出生が著しい程度に抑制されても、今後十數年に亘って年々生産年齢に達する人口には何の關係もなく、從ってその間の就業問題には何の寄與もなし得ないということである。否、幼少年人口の減少はある種の産業においては需要の減少を意味し、逆に雇傭の減少を來すこともあり得よう。助産婦、小學校教員、幼少年用物資の製造及び販賣業者等これである。豫めこれを考慮に入れて事前に對策を樹てておかねばならない。その困難さを强調することによって人口抑制策を非難する向もあるが、それは恰もインフレ抑制の打擊を强調してこれに反對するのと同じである。幼少年の減少は扶養人口の減少を意味するから、間接的とはいへ失業の緩和に一役は果すであろう。すなわち家計費の膨張を阻止することによって失業者自身の苦痛の增加を防ぐと共に、全般的には資本蓄積の困難を多少とも緩和することによって雇傭の機會を生む可能性もあろうから。

次に幼少年層の減少は老年層の相對的增大を結果するであろう。これを一般に人口の老齡化というが、これが結果も豫め算定される必要がある。老齡化は死亡率低下による平均壽命の延長のみからも起るが、それに幼少年層の減少が加われば、一層促進される。壽命の延長は産兒調節に對して阻止作用をもつかも知れない。老後の保證を子供に求めるからで、子供えの倚頼心は自ら出産奬勵的作用を及ぼすであろう。このためには養老保險の如き制度がもっと整備されなければならない。

最後に、たとえ家族計畫が充分に普及しても、これで總べてが解決されるものでないことを銘記しなければならない。過剩人口だけが今日の困難の唯一の源泉でないことはもちろんである。それが克服されたとしても、結局は社會的進歩に對する一つのハンディキャップがとり除かれたことを意味するに過ぎない。人口の過不足とは無關係の不條理は餘りにも多いのである。人口政策の効果なるものの限界について明確な認識がもたれなければならない。

（一九五四、六、一五）